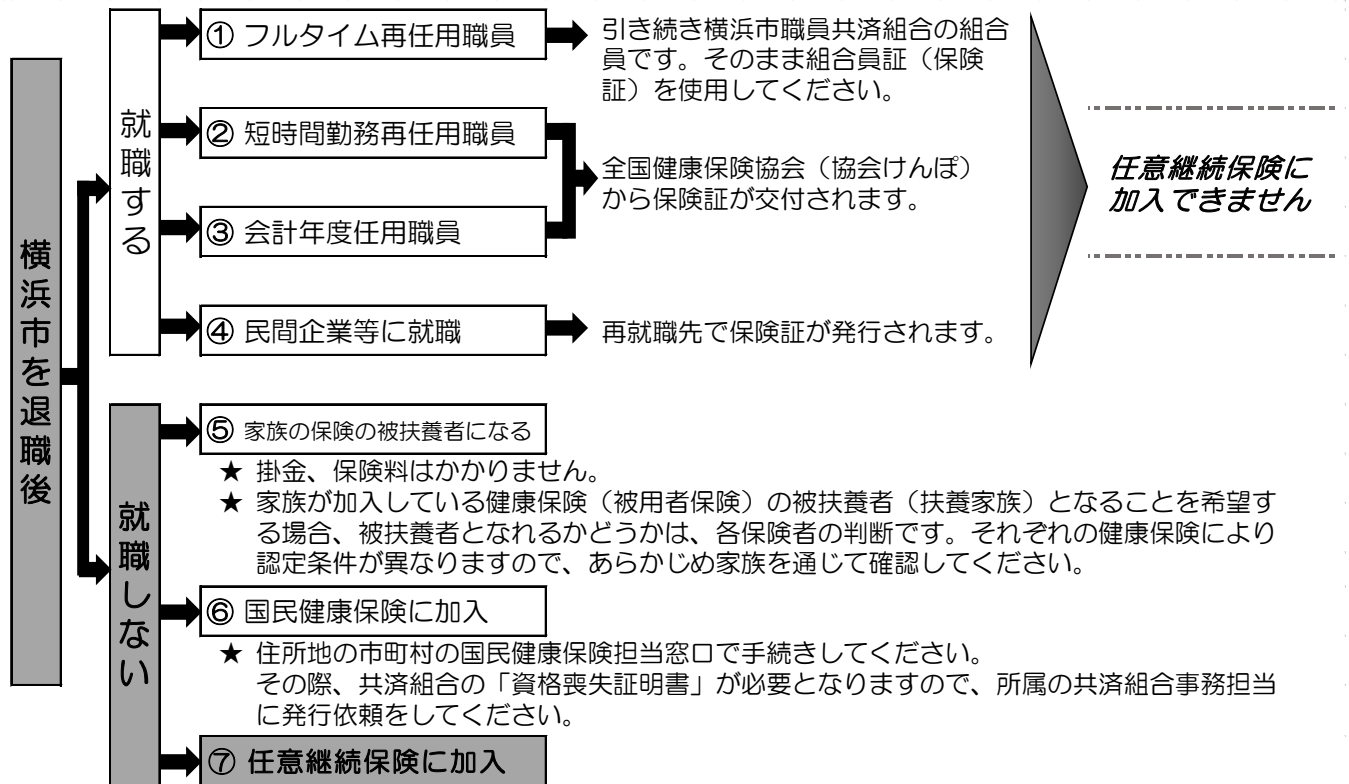


# 任意継続組合員の資格取得について（令和4年度用）

任意継続組合員とは、退職後も引き続き横浜市職員共済組合の組合員とみなされる制度です。  
詳しくは以下をお読みください。下図の①～⑥に該当する方は、申し出なされないようご注意ください。



## 1 任意継続組合員の資格要件

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方。

任意継続組合員の申出書は、退職する月の1日から受け付けます。退職日から起算して20日以内に申出書が共済組合で受理されないと任意継続組合員になれません。

## 2 申出に必要な書類

### (1) 「任意継続組合員資格取得申出書」

横浜市職員共済組合HP (<http://yokohama-kyosai.or.jp/>) 「申請書一覧」>「医療(短期給付)任意継続関係」>「50 任意継続組合員資格取得申出書」からダウンロードできます。

### (2) 「郵便切手」(組合員証、納入通知書をご自宅あてに簡易書留郵便で送付するのに使用します。

切手の種類はなるべく最小限にしてください。)

- ・掛金毎月払込希望の場合…460円分
- ・掛金前納(1年分・半年分)払込希望の場合…414円分

【以下は、退職時に被扶養者として認定されている方を、引き続き被扶養者とする場合に提出】

- (3) 「住民票(続柄記載のある世帯全員のものでマイナンバーの記載のないもの)」
- (4) 被扶養者の「課税証明書(全件用、直近のもの)」…収入のない20歳未満の生徒・学生は不要
- (5) 被扶養者に収入がある場合は「収入の確認できる書類(年金振込通知、直近3か月分の給与明細書のコピーなど)」
- (6) 「学生証のコピー」…被扶養者が大学生、専門学校生の場合

## 3 申出書の提出方法

庁内メールまたは郵便で職員共済組合医療福祉課任意継続担当宛てにお送りください。

## 4 加入期間

- (1) **退職日の翌日から2年間**
- (2) 次の場合は加入期間内でも任意継続組合員の資格を喪失します。
  - ア 再就職し、他の共済組合の組合員、健康保険組合などの被保険者になったとき
  - イ 死亡したとき
  - ウ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
  - エ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
  - オ 任意継続組合員でなくなることを希望し、その申出が受理されたとき  
(オの場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格を喪失します。)
- (3) 初回の掛金を払込期日までに払わなかった場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなします。

## 5 掛金の算出方法

退職時の標準報酬月額、又は前年9月30日の全共済組合員の標準報酬月額の平均額(440,000円)のどちらか低い額に、掛金率を乗じたものが1か月分の掛金額となります。

### 【令和4年度】

標準報酬月額の平均額(440,000円)	任意継続掛金上限額(月額) 38,508円/月
短期掛金率 : 69.72/1000	(短期掛金 30,676円、介護掛金 7,832円)
介護掛金率 : 17.80/1000	

- ・ 掛金率及び標準報酬月額の平均額は毎年度改訂されます。
- ・ 在職時と異なり、事業主負担がなくなるため全額自己負担になります。(掛金率は在職時の2倍)
- ・ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方について徴収します。

## 6 掛金の払込方法

納入通知書を組合員証とともにご自宅に郵送しますので、コンビニエンスストアでお支払いください。金融機関での払い込みや、口座振替はできません。

払込方法は、次の(1)～(3)の中からお選びください。なお、納入通知書は一年度分(4月から翌年3月まで)ごとにお送りいたしますので、年度の途中で払込方法を変更することはできません。

- (1) **毎月払い** (加入月翌月以降分の払込期限は当該月の前月末日です。)
- (2) **半年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日と9月30日、翌年度分は3月31日と9月30日です。)
- (3) **1年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日、翌年度分は3月31日です。)

※ 加入月分(初回の払い込み)の払込期限は、退職日から起算して20日後です。

## 7 給付金

給付金(高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金)は「任意継続組合員資格取得申出書」に記入された任意継続組合員名義の口座に振り込みます。

## 8 その他

任意継続組合員証、被扶養者証及び掛金の納入通知書は、ご自宅あてに簡易書留で郵送します。在職時の組合員証、被扶養者証は所属または職員共済組合医療福祉課に返却してください。その他詳細は、令和4年度横浜市職員共済ガイド(P.85～)をご覧ください。

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1  
横浜市職員共済組合医療福祉課 任意継続担当 TEL045-671-3402